

大気汚染自動測定機保守業務実施要領

1 業務の目的

本業務は、愛媛県が環境大気の汚染状況を常時監視するため設置している大気汚染自動測定機の精度及び性能等を正常に維持管理することにより、適正な測定値を得ることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 対象測定機

大気汚染自動測定機一覧表（別紙1）のとおりとする。

(2) 実施内容

ア 測定機の保守管理

乙は、測定機の精度及び性能を正常に維持するよう保守管理を行う。

機器の故障等の緊急時については、24時間体制で甲の指示後90分以内に現地で対応を開始すること。ただし、大屋局、久万高原局、八幡浜局、宇和島局については、できる限り速やかに対応を開始することとする。

対象機器の使用年数等を考慮し、交換及び修繕が必要な部品等がある場合は、資料、納期及び費用について事前に調査し、甲と協議すること。

自動測定機に、早急に修繕しない不具合が発生した場合は、代替部品への交換等、常時監視を早急に再開できる提案を行うこと。

イ 測定機の点検作業

測定機の稼働状況の点検及び確認等の作業をいい、その内容は別添作業標準表（別紙2）のとおりとする。

また、異常測定値の発生等、甲が必要と認めて指示する点検等の作業を含むものとする。

ウ データスクリーニング

保守作業を毎月実施する測定機については、保守作業実施月の翌月10日までに甲乙立会のもとデータスクリーニングを実施する。

データの欠測及び異常値と考えられる測定値については、測定値判定基準表（別紙3）に従って判定し、その結果をもとに測定機稼働状況表（別紙4）を作成すること。

エ 読取月報の作成

乙は、データスクリーニングの結果を受けて、各測定項目について読

取月報（別紙５）を作成し、保守作業実施月の翌月20日までに甲に提出すること。

3 保守業務点検従事者の選任等

乙は、契約締結後速やかに保守業務点検従事者を選任し、甲に保守業務点検従事者選任報告書（別紙６）を提出すること。なお、点検従事者を変更した場合も同様とする。

4 安全管理の徹底

乙は、ガス、薬品及び測定局設備の使用等にあたっては、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、消防法等の規定を遵守し、安全管理を行うこと。また、本業務に係る高圧ガスの取扱については、「大気汚染測定における安全対策の確立について」（昭和48年12月18日付け環大規第221号環境庁大気保全局長通達）を遵守し、安全の確保を図ること。

5 その他

乙は、本業務に関して、関係法令を遵守して行うこと。